



国分寺市監委告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年1月4日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第1349号

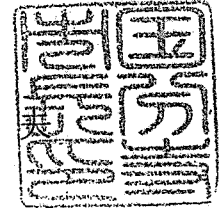
令和4年1月4日

国分寺市監査委員

川畑 一 良 様

高橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦



令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告書の提出に
ついて (報告)

令和2年12月25日付け国監発第26号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書

(子ども子育て事業課)

1 協定書に定めのある書類の提出について

施設の管理に関する協定書において提出しなければならないこととなっている貸借対照表及び損益計算書等の決算書について、指定管理者は所管課以外の課に他の事業で必要な書類として市に提出していたが、所管課が指定管理者に提出を求めていなかったため、確認できていなかった。今後は提出を求めるよう改められたい。

(措置内容)

施設の管理に関する協定書において提出しなければならない書類について、指定管理者に周知するとともに、毎年度、事業報告書の提出依頼時に、貸借対照表及び損益計算書等の決算書についても、合わせて提出するよう求めることに改めました。

2 選定時の提案内容の確認について

指定管理者を選定する際の応募書類として提出された人員配置計画書に記載されている人員配置の実施状況について、所管課での確認が不足していた。今後は、選定時の提案内容が実施されているか確認するよう改められたい。

(措置内容)

選定時の人員配置計画書に記載されている人員配置の実施状況を確認できるよう、所管課において、統一的な職員体制名簿の様式を新たに作成し、指定管理者に年間事業計画書に添付して提出させるよう改めました。今後は、人員配置も含めて選定時の提案内容が実施されているか十分に確認するよう努めていきます。